

小児慢性特定疾病医療費助成制度について

厚生労働省が児童福祉法に基づき特に定めた疾病に罹患していることにより、長期療養を必要とする18歳未満*の児童に対し、その負担軽減を図り、治療の推進・医療の確立と普及の促進のため、医療費の一部を公費で負担する制度です。申請については、主治医に御相談の上お手続きください。

※18歳到達時点で本事業の対象となっており、引き続き治療が必要な場合は20歳の誕生日の前日まで利用できます。

【対象】

18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病にかかっており、下記の要件すべてを満たす疾病の程度であること。

1. 慢性に経過する疾病であること
2. 生命を長期にわたって脅かす疾病であること
3. 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
4. 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること



【対象疾病について(16疾患群)】

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病
 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
 ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

※対象となる状態については、厚生労働省が定める基準告示により定められています。

小児慢性特定疾病情報センター(<http://www.shouman.jp/>)をご覧ください。

【医療を受けられる病院等】

指定小児慢性特定疾病医療機関で医療を受けた場合のみ、医療費の助成が受けられます。

指定小児慢性特定疾病医療機関とは、自治体で指定している病院・診療所、薬局での保険調剤、医療保険における訪問看護ステーションのことです。指定小児慢性特定疾病医療機関の名称等は自治体ホームページで公表しています。

【助成認定期間】

受給者証の有効期間は、原則として1年以内で翌9月末日までとなります。有効期間終了後も、引き続き医療費助成を希望される場合は、更新のお手続きが必要です。盛岡市では、対象の方へ毎年6月中に更新申請のご案内を郵送しています。

階層区分		自己負担上限額(患者負担割合:2割, 外来+入院) 単位: 円		
		原則		
		一般	重症患者(※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護	0		
II	市町村民税非課税	低所得 I (~82万6,500円以下)	1,250	
III		低所得 II (~82万6,500円を超える)	2,500	
IV	一般所得 I (市町村民税7万1,000円未満)	5,000	2,500	500
V	一般所得 II (市町村民税7万1,000円~25万1,000円未満)	10,000	5,000	
VI	上位所得(市町村民税25万1,000円以上)	15,000	10,000	
入院時の食費		1/2自己負担		

***『乳幼児医療費受給者証』等、他の医療費助成制度の受給者証をお持ちの場合**

小児慢性特定疾病医療で自己負担した分は、一部還付が受けられる場合があります。

詳しくは、
医療助成年金課

TEL019-626-7528(直通)
までお問い合わせください。

同一世帯内に複数の難病・小児慢性特定疾病対象患者がいる場合、自己負担限度額の算定方法が異なります

(※)①または②に該当する者

①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額(10割分)が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合)

②重症患者認定基準に適合する者

*1か月の自己負担上限額は、受診した複数の指定医療機関の自己負担額の累積額で適用されます。

累積額については、「自己負担限度額管理票」で管理していきます。

(食事療養に係る自己負担額は自己負担額を管理する際の累積には含まれません)。

*生活保護を受給している方、血友病等血液疾患の方は、住民税額等に関わらず自己負担はありません。

申請に必要な書類について

必要書類等		備考
①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	申請者が記入するもの
②	同意書Ⅰ、Ⅱ	
③	重症患者認定申請書	
④	健康保険等の加入状況が確認できる書類(次のいずれか) (1) 保険者から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の写し (2) マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」(被保険者氏名、資格取得年月日が確認できる画面) ※被用者保険の場合:被保険者と受診者本人分 ※国保の場合:受診者本人を含む世帯全員分	申請者が準備するもの
⑤	個人番号がわかるもの: マイナンバーカードや個人番号が記載されている住民票等 ※被用者保険の場合:被保険者と受診者本人分 ※国保の場合:受診者本人を含む世帯全員分	
⑥	【該当者のみ】世帯の市町村住民税課税(非課税)証明書	※省略できる場合があります
⑦	小児慢性特定疾病医療意見書	小児慢性特定疾病指定医に作成を依頼するもの



申請の際に添付する医師の意見書は、小児慢性特定疾病指定医が作成したものが必要になります。指定医の氏名等は自治体ホームページで公表しています。また、意見書の様式は、小児慢性特定疾病情報センター(<http://www.shouman.jp/>)に掲載されています。

* 各種申請書類は盛岡市のホームページよりダウンロードできます

【申請から受給者証交付までの流れ】

- ・申請書類を受理した後、専門医等による医療意見書の審査を行います。
- ・支給が認定された場合、申請書類受理から1~2か月後を目安に、ご自宅に「受給者証」と「上限額管理表」を郵送します。届きましたら受給者証の内容をご確認ください。

重要 以下の場合はずみやかに手続きが必要です！

	必要書類等
氏名、保護者、保険証の変更、市内転居	記載事項変更届、健康保険証情報がわかるもの
疾病の追加や変更、重症患者(高額かつ長期)の該当	小児慢性特定疾病医療受給者証支給認定申請書、医療意見書(指定医記載)
人工呼吸器装着患者に該当	人工呼吸器等装着者申請時添付文書(指定医記載)
申告などで市町村住民税額に変更があった(自己負担上限額の変更)	小児慢性特定疾病医療受給者証支給認定申請書、同意書Ⅰ・Ⅱ、重症患者認定申請書、自己負担上限額管理票
医療保険上の世帯員で指定難病の受給者証を取得した	小児慢性特定疾病医療受給者証支給認定申請書、同意書Ⅱ、難病医療受給者証、重症患者認定申請書
市外転出、治癒等により受給資格がなくなった	支給認定取消届

※手続きの際は、有効期間内の受給者証を持参いただくか、コピーを添付してください。

日常生活用具の給付について

- * 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで在宅で療養されている方は、以下の用具の給付を受けることができます。
- * 各用具には、給付対象となる要件があります。また、世帯の収入に応じて一部自己負担があります。
- * 給付を受けるには、用具購入前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【種目】

- ①便器 ②特殊マット ③特殊便器) ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器 ⑧体位変換器
⑨車いす ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引機 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー ⑮パルスオキシメーター
⑯ストーマ装具(畜便袋) ⑰ストーマ装具(蓄尿袋) ⑱人工鼻 ⑲チューブ型包帯

【お問い合わせ】盛岡市子ども未来部 母子健康課

住所:盛岡市神明町3-29(盛岡市保健所庁舎内2階) 電話:019-603-8304(直通)

